

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 の一部を改正する法律の概要

概要

法施行後、一定の効果をあげているが、食品産業の「川下」に位置する小売業などの食品関連事業者の取組が低迷していることから、これらの食品関連事業者に対する指導監督の強化と再生利用等の取組の円滑化措置を講ずる。

改正の内容

1. 食品関連事業者に対する指導監督の強化

(1) 食品関連事業者に対する定期報告義務の創設

食品廃棄物等の発生量が一定規模以上の食品関連事業者は、毎年度、主務大臣に定期報告を行う措置を創設する。(新設)
(第9条第1項関係)

(2) フランチャイズチェーン事業を展開する食品関連事業者のあり方

フランチャイズチェーン事業を行う食品関連事業者の食品廃棄物等の発生量に、その加盟者において生じる発生量を含めて多量発生事業者であるかを判定する。(新設)
(第9条第2項関係)

2. 食品関連事業者の取組の円滑化

再生利用事業計画(食品廃棄物由来の肥飼料により生産された農畜水産物を食品関連事業者が引き取る計画)が主務大臣の認定を受けた場合、一般廃棄物に係る収集運搬の許可を不要とする。
(第19条及び第21条関係)

3. その他

再生利用等の手法に「熱回収」を追加する。(新設)
(第2条第6項関係) など

施行日

平成19年12月1日

食品リサイクル法の改正の概要

(平成19年6月成立)

今回の法改正の背景：食品関連事業者の取組に格差（特に食品流通の川下の事業者（小売・外食）の取組が進んでいない）

- ・多店舗・少量排出のため処理コストがかかる
- ・性状・品質が不均一で異物混入のリスクが高い など



食品小売業や外食産業の実施率目標の達成者割合約13%

改正の方向：食品関連事業者（特に川下（食品小売業、外食産業）の事業者）に対する指導監督の強化と取組の円滑化措置

食品関連事業者に対する指導監督の強化

定期報告義務の創設

食品廃棄物等の発生量が一定規模（年間100トン）以上の食品関連事業者は、毎年度、主務大臣に定期報告を行う措置を創設する。

食品関連事業者のあり方

フランチャイズチェーン事業を行う食品関連事業者の食品廃棄物等の発生量に、その加盟者において生じる発生量を含めて多量発生事業者であるかを判定する。

その他

再生利用等に「熱回収」を追加

食品循環資源を熱を得ることに利用すること等を「熱回収」として認める。

「中央環境審議会」の追加

基本方針や判断基準の策定、食品関連事業者に対する命令に際して意見を聴く審議会に「中央環境審議会」を追加する。

食品関連事業者の取組の円滑化

再生利用事業計画の認定制度の見直し

農畜水産物等の食品関連事業者による利用を含めた循環型の再生利用事業計画を作成し、主務大臣の認定を受けた場合には、食品循環資源の収集運搬について、一般廃棄物に係る廃棄物処理法上の許可を不要とする。

